

第 42 号 議 案

令和 4 年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,359,579千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,369,410千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令 和 5 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(港湾施設整備事業勘定)		千円 5,000,793	千円 Δ3,246,625	千円 1,754,168
3 繰入金		482,473	Δ16,625	465,848
	1 一般会計繰入金	482,473	Δ16,625	465,848
6 県債		3,744,000	Δ3,230,000	514,000
	1 県債	3,744,000	Δ3,230,000	514,000
(港湾整備事業勘定)		728,196	Δ112,954	615,242
1 使用料及び手数料		9,988	66	10,054
	1 使用料	9,988	66	10,054
2 財産収入		542,289	Δ395,250	147,039
	1 財産運用収入	74,009	6,400	80,409
	2 財産売却収入	468,280	Δ401,650	66,630
3 繰入金		175,752	282,230	457,982
	1 基金繰入金	175,752	282,230	457,982
歳入合計		5,728,989	Δ3,359,579	2,369,410

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
(港湾施設整備事業勘定)		千円 5,000,793	千円 Δ3,246,625	千円 1,754,168
1 土 木 費		5,000,793	Δ3,246,625	1,754,168
	1 港 湾 費	3,713,272	Δ3,246,000	467,272
	2 公 債 費	1,287,521	Δ625	1,286,896
(港湾整備事業勘定)		728,196	Δ112,954	615,242
1 土 木 費		728,196	Δ112,954	615,242
	1 財産管理費	728,196	Δ112,954	615,242
歳 出 合 計		5,728,989	Δ3,359,579	2,369,410

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
(港湾施設整備事業勘定)			千円 60,600
1 土木費			60,600
	1 港湾費		60,600
		港湾施設整備費	60,600
(港湾整備事業勘定)			196,500
1 土木費			196,500
	1 財産管理費		196,500
		港湾管理費	196,500
合 計			257,100

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設整備費	千円 3,744,000	債券発行又は普通貸借(借入先)財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他(借入時期)令和4年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入時期から30年以内(うち据置期間5年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	千円 514,000	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	3,744,000				514,000			